

## 別紙－２ 廃棄物の排出海域

排出海域は、福島港から約 2.8km 離れた、水深約 50m の北緯 31° 25' 44" 東経 131° 11' 00" を中心とした半径 350m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図－2.1 参照）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年 環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に掲げるⅣ海域に該当する。

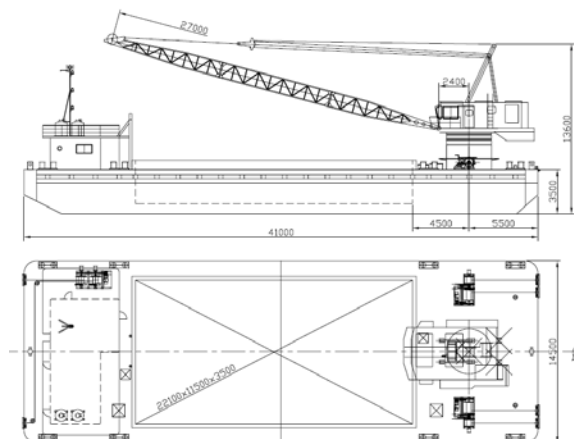
当該排出海域は以下の理由で設定した。

- ・人と海洋の関わりにある、海水浴場等、海域公園、漁業（漁場）、航路、海底ケーブル等が影響想定海域に存在しない地点。
- ・浚渫工事サイクル（1 日）で土運船の往復が可能な距離。
- ・当該排出海域は串間市漁業協同組合の共同漁業権が設定されているが、串間市漁業協同組合より浚渫土の排出に関して協議した結果、同意を得た海域である。
- ・排出船が風や吹送流により移動することを考慮するとともに、環境影響を緩和するため当該排出海域は半径 350m の円内とした（なお、グラブ浚渫船[自積船\*]による投入において、航行中の排出は行わないが、潮流により船舶が流され当該排出海域から外れた場合は、投入作業を中断し、改めて当該排出海域に排出船を移動させた上で投入を行う。）。

当該排出海域の近傍にて、他の水底土砂投入処分が行われていないかどうか、環境省 HP より志布志湾内の海洋投入処分の許可状況を確認した（図－2.2 参照）。

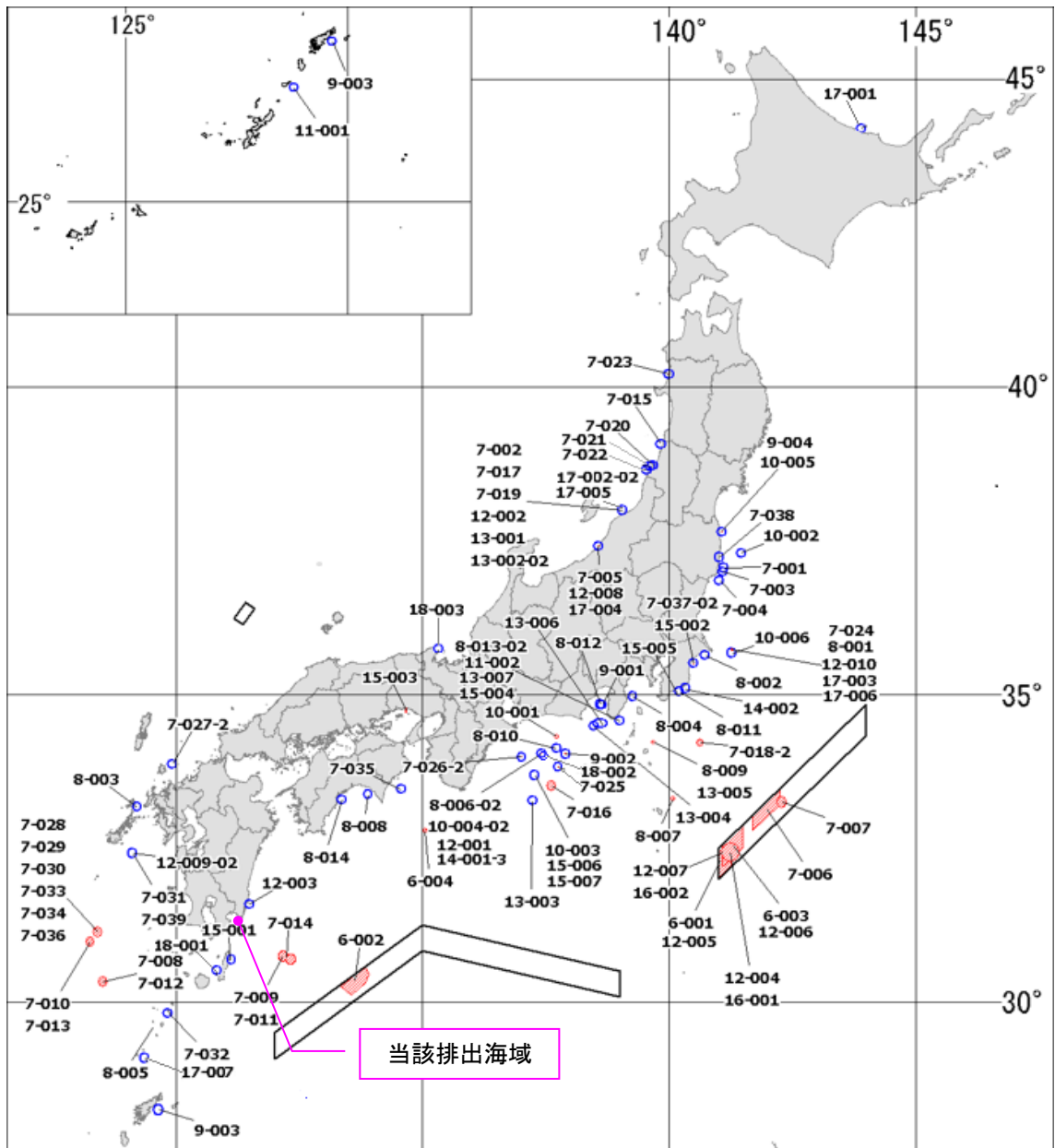
平成 30 年 7 月 31 日現在、志布志湾内において海洋投入処分の許可は発給されていないことを確認した。また、太平洋側で当該排出海域に最も近い許可（許可番号 12-003（宮崎県、大堂津漁港））は日向灘に存在し、直線で約 30km 離れており影響想定海域に重複は見られない。

※グラブ浚渫船[自積船]はグラブ船に泥倉を装備した船舶で、浚渫船と土運船の双方の機能を併せ持つものである。（下参考図参照）



参考図 グラブ浚渫線[自積船]の例





出典)「許可発給状況 海洋投入処分排出海域全体図」

(環境省 HP、[http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean\\_disp/3hakkyu/map\\_japan.html](http://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/map_japan.html)、平成 30 年 7 月 30 日確認) より作成

図-2.2 廃棄物等の海洋投入処分に係る許可発給状況 (平成 30 年 7 月時点)